

# 「区民と区長との懇談会」実施要綱

(平成13年9月20日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区政に対する提案、意見等を区長が直接聴取し、今後の区政運営の推進に役立てるとともに、地域及び区政の様々な課題の解決に向けて、地域で活躍する区民と区が課題を共有し、協働による区政を実現するために区民と区長との懇談会（以下「懇談会」という。）を開催し、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(実施内容)

第2条 懇談会は、区内18地域センター管内地区ごとに実施し、区長の任期中に一巡するものとする。

2 懇談会は、3部制とし、第1部においては地域及び区政に関する課題等についての質問に区長が回答し、第2部においては地域の団体等の活動について意見を交換し、第3部においては区政に関する情報について関係部長が説明するものとする。

(開催日時)

第3条 懇談会は、平日午後又は夜間に実施することを原則とする。

2 懇談会の開催時間は、広聴広報課長が別に定める。

(会場)

第4条 懇談会の会場は、懇談会を開催する地域センター管内の区の施設を使用することを原則とする。

(参加者)

第5条 開催地区の地域センター長は、当該地区の町会・自治会長会議に諮り、会場定員から次項及び第3項で定める参加者の人数を控除した人数に相当する参加者を決定し、広聴広報課長に通知するものとする。

2 広聴広報課長は、会場の規模により、2名又は3名の定員を設け参加者を公募するものとする。

3 懇談会には、原則として5名以内の傍聴者の参加を認めるものとする。

(公募参加者の決定)

第6条 公募による参加者は、広聴広報課長に発言内容を記載した文書を添えて申し込むものとする。

2 広聴広報課長は、文書により提出された発言内容が個人を誹謗中傷するものなど懇談会の趣旨にふさわしくないと判断する場合には、申し込みを拒否することができる。

3 第1項による参加者の決定は、先着順によりこれを決定する。ただし、定員を超える場合には、文書の内容により選考し決定する。

(傍聴者の決定)

第7条 傍聴者は、先着順によりこれを決定する。ただし、定員を超える場合には、抽選によりこれを決定する。

(発言者)

第8条 開催地区の地域センター長は、第5条第1項により決定した参加者の中から発言者を選定し、発言内容を文書で、広聴広報課長に通知するものとする。

2 公募による参加者は、全員が発言するものとする。

(議事の進行)

第9条 広聴広報課長は、発言者の順番を指定するなど議事の効率的な進行に努めるものとする。

2 広聴広報課長は、特に必要があると認める場合は、傍聴者の発言を許可するものとする。

(区側の出席者)

第10条 懇談会に出席する区側職員は、区長及び所管部長並びに広聴広報課長が指定する職員とする。

(記録)

第11条 懇談会の記録は、開催ごとに作成し、全地域センターに配布のうえ、区民の供覧に付するものとする。

2 前項の記録は、区の公式ホームページに掲載して公表するものとする。

(事務局)

第12条 懇談会の事務局は、広聴広報課が担当する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、懇談会について必要な次項は、広聴広報課長が定める。

(付則)

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。